

## 明石工業高等専門学校学生の車両使用規則

### (目的)

第1条 この規則は、明石工業高等専門学校（以下「本校」という。）の教育環境を維持し、学生の安全を確保するため、学生が通学に自動車、自動二輪車及び原動機付自転車（以下「車両」という。）を使用する場合の取扱いについて定めることを目的とする。

### (車両による通学)

第2条 学生の車両による通学は、原則として禁止する。

2 やむを得ない事由により車両の使用を必要とするときは、校長の許可を得なければならない。

### (条件)

第3条 前条第2項による場合は、次に掲げる諸条件を満たしたうえ、保護者等連署の車両使用願（別記様式第1号）を学級担任を経て校長に提出するものとする。

(1) 車両の使用は、第4学年以上の学生であること。

(2) 自動二輪車及び原動機付自転車（以下「二輪車」という。）の総排気量は、125cc以下であること。

(3) 使用者が任意対人賠償保険に加入している車両であること。

### (許可)

第4条 校長は、前条の願い出に基づきその実情を調査のうえ、使用がやむを得ないと認められた場合に限り許可する。

2 車両の使用を許可したときは、車両使用許可証（別記様式第2号）を交付する。二輪車を使用する場合は、車両使用許可証の他、ステッカーを交付する。交付するステッカーは自転車通学用のものとする。

### (遵守事項)

第5条 車両の使用を許可された者は、車両の使用に際しては交通法令の定めによるほか、次の事項を守らなければならない。

(1) 前条で交付された許可証及びステッカーは、構内駐車場を使用する自動車については許可証をダッシュボードの上に置き、二輪車を使用する場合は、許可証を携帯し、ステッカーを左側面又は後部泥除けに貼らなければならない。

(2) 校内は、徐行（15km/h以下）するとともに、所定の場所に整然と駐車し、施錠すること。

(3) 校内では、通学の目的以外に運転しないこと。

(4) 二輪車使用の者は、必ずヘルメットを着用し、2人乗車をしないこと。

(5) 許可車両は、他人に使用させないこと。

(6) 本校が行う安全講習会を必ず受講すること。

(7) 許可証及びステッカーを紛失又は破損した場合は、速やかに届け出て、再交付を受けること。

(8) 交通事故を起こしたとき又は交通違反をしたときは、速やかに届け出ること。

### (許可の取消等)

第6条 前条の規定に違反した者及び交通違反をした者は、車両の使用を一時停止するか又は使用の許可を取り消す。

### (届出)

第7条 許可を受けた車両の使用をやめるとき又は許可にかかわる事項に変更が生じるときは、速やかに学級担任を経て校長に届け出なければならない。

### (更新手続)

第8条 車両使用許可証の有効期限は、申請した年度末とする。

2 引き続き車両を使用する者は車両使用願を更新の日の1か月前に提出しなければならない。

### (臨時使用の場合の取扱い)

第9条 特別な事情により、極めて短時日の間車両を使用する場合は、車両一時使用願（別記様式第3号）を校長に提出し、許可を得なければならない。

（事務）

第11条 この規則の事務は、学生課において処理する。

附 則

この規則は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、昭和61年7月17日から施行する。

附 則

この規則は、平成11年1月13日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年10月1日から施行する。

附 則（令和4年2月9日）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和8年1月8日）

この規則は、令和8年1月8日から施行し、令和7年8月1日から適用する。

別記様式第1号

年 月 日

明石工業高等専門学校長 殿

学科・専攻 学年

学籍番号

氏 名

生年月日 年 月 日生 (満 才)

保護者等氏名

車 両 使 用 願

下記のとおり通学に車両を使用したいので、許可下さるようお願いいたします。

記

通学経路	裏面のとおり			
使用車両	原動機付自転車・自動二輪車・普通自動車			
メーカー・車名・排気量	cc	登録番号		
所有者氏名	本人との続柄			
運転免許	免許証番号	取得年月日	年 月 日	
	免許の種類	有効期限	年 月 日	
任意保険	対人賠償額	万円	有効期限	年 月 日
使用理由				
担任所見				
	担任氏名 _____			

注 必ず運転免許証保険証及び車検証の写しを添付すること。

注 署名は必ず本人が自署すること。

< 通学経路 >

通常の交通機関を利用した場合		
交通機関 JR〇〇線・山電・ バス・自転車・徒歩等	区間	所用時間 (含待合時間)
	—	分
	—	分
	—	分
	—	分
	—	分
	—	分
	—	分
	—	分
	—	分
	—	分
合	計	分

車両利用の場合（経路図）

別記様式第2号

第 号	
車 両 使 用 許 可 証	
年 月 日 発行	
発行者 明石工業高等専門学校長	
学科・専攻、学年	
氏 名	
車 名	
登録番号	
期 間	年 月 日 ~ 年 月 日

指導教員 又は学級担任 又は専攻主任

年 月 日

明石工業高等専門学校長 殿

学科・専攻 学年

学籍番号  
氏 名

車両一時使用願

下記のとおり車両の一時使用をしたいので、許可下さるようお願いいたします。

記

使用月日	自	年	月	日	時	分
	至	年	月	日	時	分

使用目的

使用する車両	車両名
	登録番号
	車両の色

車両一時使用許可証

年 月 日発行

発行者 明石工業高等専門学校長

使用者名						
使用月日	自	年	月	日	時	分
	至	年	月	日	時	分
使用する車両	車両名					
	登録番号					
	車両の色					